

事業場衛生委員会での提案はじめ、 労働安全衛生活動は組合の重要課題！



組合は教職員の労働条件を維持し発展させることを重要なテーマとしていますが、近年重視していることにメンタルヘルス問題をはじめとする「労働安全衛生問題」があります。そうした中で、今年度から鴨崎委員長が「山口県労働安全センター」に理事として加わるなどとりくみを強めています。

以下は県労安センター通信最新号 (12 月 15 日発行) 「シリーズ安全衛生」に掲載された記事の転載です。

山口大学での衛生委員会のとりくみ成果としては、①エアコンの作動を期間指定から気温によって作動可とさせた②学内の定期健康診断専用室設置③学内の危険箇所への事故防止策措置④建物外壁改修工事中の粉塵飛散防止策措置、などがあります。

また、毎月の衛生委員会には労働者側委員の提案により「病気休暇及び病気休職者一覧」が資料として配布され、メンタルヘルス問題解決が委員会全体の共通した問題意識となっています。このことは山口大学教職員組合自身の最重点課題の一つでもあります。具体的には、2013 年 10 月には「メンタルヘルス問題の抜本的解決を求める要求書」、2015 年 3 月には「パワーハラスメント問題の抜本的解決・根絶を求める要求書」を提出し、団体交渉等を行ってきました。

また、2014 年 11 月の「過労死等防止啓発月間」に際しては組合からの申し入れにもとづいて大学当局に全教職員へその趣旨を周知させる通知を出させましたが、今年の「月間」に際しても事業場過半数代表者からの要望にもとづき、より具体的な措置を含めた通知を各部局長へ出させることができました。

今、大きな課題となっていることの一つに、過重な時間外勤務問題があります。山口大学では三六協定の一カ月の上限時間は 45 時間、特別条項では一部を除き 60 時間となっていますが、相当数の部署でこれを無視しあるいは大幅に超える時間外勤務が常態化しており、過半数代表者と組合が連携して大学当局に改善を求めています。そうした制度的改善要求とあわせて実際に長時間労働・パワハラ被害で苦しんでいる方からの相談を受けた場合には、必要に応じて大学当局と折衝する等、具体的な支援を行うことを通じて組合への信頼を高めています。

☆山口県労安センター、「過労死防止を考える山口のつとめ 2015 (11/23)」に続き「山口労働局への申し入れ・懇談」も(12/16)

山口大学教職員組合が連携を強めている「山口県労安センター (働くもののいのちと健康を守る山口県安全センター)」は、2 年目となる「過労死等防止啓発月間 (11 月・厚生労働省)」に講演会を開催した上で、山口県でも「過労死防止山口センター」設立をめざす準備会を開催しました。また、12 月には長時間労働問題・パワハラ問題・ストレスチェック制度などについて山口労働局へ提出した申入書にもとづく懇談会を行いました。いずれも、山口大学教職員組合から数名が参加しました。

山口大学でも、かなりの部署で長時間労働が常態化していることが明らかになっていますが、一部には過労死基準 (一カ月 100 時間以上等) をも上回る実態があることが確認されています。大学として、そうした事態を解決するための対応を抜本的に強めることが求められています。そのためにも、組合員をはじめ教職員の皆さんからの声・情報提供をお待ちしています。

第50回定期大会(10/17)での議論～満場一致で方針採択

山口大学教職員組合は10月17日(土)午後、第50回定期大会を開催しました。各分会からの代議員と新年度執行委員等27名が参加し、執行部からの報告を踏まえて質疑応答を行った上で、運動方針・予算など全議案を出席代議員全員の賛成で採択しました。大会には、全大教及び山口県国公からメッセージが寄せられたほか、安保法制成立に抗議する全大教中央執行委員会声明が参加者に配布・紹介されました。

冒頭、鴨崎委員長があいさつの中で、「今回は、それまでの学部毎の組合の連合体から単一組合となって50回目という記念すべき節目の大会である。方針案の議論を深めていただき、これからのとりくみをよりよいものにしていきたい」として、さらなる運動の発展を呼びかけました。

方針案・予算案提案の後、各分会から質問・意見等が出され、鴨崎委員長他が答弁を行いました。

小串分会：昨年12月に小串事業場に労働基準監督が査察に入り、時間外手当不払い分を遡及支給せよとの是正勧告が行われた。また、その他にも①残業代不払い②年休請求を管理者が拒否③もちかえり残業④適切さを欠く事業場過半数代表者選出方法、など様々な問題がある。執行部としての対応はどうか。

事務局分会：現場の感覚からすると、全体として業務量に対する人員不足のもとで、誰かが年休を請求する、あるいはいっせいに数人が年休を請求するというような場合に、業務が麻痺するようなこともないではない。そうした問題もある。

農分会：大学としての女性支援の拡張の中で、今年始まった学内学童保育(春に試行、夏に実施)の問題がある。昨年だったか、保育対象の子ども達の修学体験ということで農場見学が提案された。しかし、子どもの安全確保の問題もある。また、指導員はパートの方一人という問題もある。

執行部：女性研究者支援室はともかく、男女共同参画室には予算的裏付けが弱い。今回の学童保育問題について言えば、執行部として一定程度の関わりは持ってきたが、全体としては組合が前面にできることなく推移して来た面もある。今後、組合としてどう関わるか、大学に対する要求事項をまとめることができるか、そうは言っても組合女性部の課題でもあり、今後の検討課題としたい。

常盤分会：組合員が少しずつ減ってきている。組合を退会された方にそれぞれどういう理由があったかなどを執行部としても把握しておくことが今後の対応に活かされるのではないか。

小串分会：入会されない方、辞められる方は組合加入のメリットを感じていないからではないか。そのあたりどうなのか。パートの方にとっては組合費を高いと思われる方もいるのではないか。

執行部：家庭環境、子どもさんの大学進学、役員問題、退職前でそろそろ、など様々ある。今では役員の負担は以前に比べれば軽減されてきた。パート職員問題について言えば、法人化前から一貫して重視してきたし、その結果、他大学と比べて待遇面では優遇されているとも言えるが、当事者の認識は今ひとつ。今後の課題となる。

討論の後、採決が行われ全議案について全員の賛成で承認されました。

運動方針案を含む大会議案書を組合員の皆様にお届けしていますので、質問・ご意見などありましたら、各分会役員または組合執行委員・組合事務所等に遠慮なくお申し出ください。



安保法制強行成立から3ヶ月～広がる「戦争法廃止！」の声

9月19日未明の安保法制採決強行からほぼ3ヶ月が経過しました。しかし、平和憲法とは相容れないこの法律への反対の声・運動は次の目標である「戦争法廃止」へ向けて粘り強く進められています。山口県でも、11月29日には、「総がり行動実行委員会」が結成された他、12月13日には光市で小林節慶応大学名誉教授による講演会に400人の聴衆が詰めかけました。さらに、山口大学関係者9条の会主催で2月27日(土)午後には山口市で同氏の講演会が開催されることが決まっています。小林氏は6月の衆議院憲法審査会で参考人として他のお二人とともに「安保法制は違憲」と断じた後も、全国各地を回って講演し続けておられます。

中央では、12月20日にシールズ、ママの会等によって「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合(略称：市民連合)」が結成され、「傲慢な権力者を少数に」とのスローガンのもと各政党などへの具体的働きかけが始まりました。